簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和８年１１月１２日

埼玉県知事　大野　元裕

１　工事概要

（１）工 事 名　　移動木造応急住宅整備工事（活樹推進プロジェクト事業）
（２）工事場所　　県営越谷公園／越谷市大字西新井地内
（３）工事内容　　別紙要求水準書のとおり
（４）工　　期　　契約日から令和９年３月３１日（水）まで
（５）限 度 額　　３１，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
（６）そ の 他　　本工事は、実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括プロポーザル方式を採用し、公示文等に基づき提出された技術提案書等を審査し、最も優れた提案をした者と随意契約するものである。

２　資格要件

（１）参加形態

単体企業又は２社による共同企業体とする。単体の場合にあっては他の共同企業体の構成員となっていないこと。また、複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

（２）建設業の許可等

ア　単体企業

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条の規定による、建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

（イ）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による１級建築士事務所又は２級建築士事務所の登録を受けている者であること。

（ウ）本店または主たる営業所が埼玉県内にあること。

イ　共同企業体

（ア）代表構成員は、建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

（イ）共同企業体の代表構成員又は構成員のいずれかが、１級建築士事務所又は２級建築士事務所の登録を受けている者であること。

（ウ）代表構成員にあっては、本店または主たる営業所が埼玉県内にあること。

（３）施工実績

単体企業にあっては当該企業が、共同企業体にあっては代表構成員又は構成員のいずれかが、契約の締結日にかかわらず平成 28 年４月１日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第１条に規定する指定出資法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第 140 条の７に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）との契約により、下に示す建築物の新築、製作・設置又は貸付けを完了させた実績を有すること。

ア　１回の契約金額が１千万円以上の木造建築物又はユニット建築物

（４）配置予定技術者の資格

企画提案競技に参加しようとする者は、下記の技術者を配置すること。

ア　管理技術者（設計業務）：建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士

イ　主任（監理）技術者（施工業務）：建設業法に規定された資格を有する者

（５）その他の参加資格

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 104 条において準用する同規則第 91 条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者でないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ　建築工事業について、開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第１項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が５百万円（建築一式工事にあっては１千５百万円）未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。

オ　本件企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

カ　本件企画提案競技の募集開始日から契約候補者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

キ　本件企画提案競技の募集開始日から契約候補者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

ク　企画提案競技の募集開始日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であるこ

と。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

ケ　提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3　選定基準及び技術提案を求める具体的テーマ

別紙説明書のとおり

4　手続等

別紙説明書のとおり

5　窓口・問い合わせ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県農林部森づくり課　木材利用推進・林業支援担当

電話　048-830-4318　　電子メール　a4300-11@pref.saitama.lg.jp